

学 位 論 文 題 名

マックス・シュティルナーの近代合理主義批判

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

近年リバタリアニズムの興隆など、個人の理性に全幅の信頼をおくがゆえに、個人の自由を最優先してそれに政治哲学を従属させようという風潮が有力となりつつある。理性的自律はたしかに近代合理主義の基礎をなすものであるが、反面その反自然的性格がもたらす人類の自己否定などの弊害も指摘されている。理性的自律の弊害の原因のひとつは、ヘーゲルによって定礎された同一性原理に見いだされる。そこで本論文では、個人の自由の絶対化を考察しぬいたばかりでなく、上の同一性原理への取り組みをとおして近代合理主義批判にまで射程をひろげた19世紀ドイツの思想家マックス・シュティルナーをとりあげる。

自然支配のうえに理性主導型の文化を形成してゆく近代合理主義精神の源泉は、19世紀前半に確立されたヘーゲル哲学、なかでもその核心である同一性原理に求められる。この原理は人間理性を客観的な存在としての真理（カント風にいえば「物自体」）に直接に関与せしむることをもって、理性をたんなる現象認識の枠組みたるにとどめず、それを実体的な真理そのものとして存在論的に根拠づけた。かくてこの原理には、カント的な理性主導的側面と、それが回避してきた自然（客観）との合一をめざそうとするロマン主義的な志向の側面との両義性が認められる。そして、ヘーゲルの批判的後継者たちであるヘーゲル左派の多くは、上の両義性のうち第一の側面を強調・伸長させ、無神論的な人間理性万能主義を説くにいたったのだが、シュティルナーはそれらとことなり、同一性原理に由来する自然抑圧的な合理主義的性格に個別多様性を無化する危険性を看取し、その解体を試みることによって近代合理主義へのラディカルな批判の先鞭をつけた。

このようなシュティルナーの試みは、前三月期のドイツ自由主義への批判をきっかけとしている。シュティルナーは、かかる自由主義的思潮が、「プロテスタント的合法性」すなわち「内なる神」としての理性への服従を自我に命ずる「市民的」自由しか眼中におかないことを批判する。彼によれば、このような心根を育んだ元凶はドイツ観念論における自律思想に見いだされるという。カントからヘーゲルにいたるまで共通にみられる自律思想の特徴は、個人がおのれのたんなる個別的・特殊な意志とは異なる、普遍的な基準を生きることであった。このような個人を生身の自我と本質とに区別する“自我の二重化”、そして自我をこのように二分する主体の自己還帰的自己知の構成にシュティルナーは疑問をいだき、そこから同一性原理への批判と解体へとむかうのである。すなわち、理性的自律とは神から人類に同一性原理が転位された所産であるが、それは人間が、もっぱら歴史的過去に拘束された自己の他在において自己規律することであるにす

ぎなく、かかる自己完結的な自律によっては将来に踏み出すことができない、と。こうしてシュティルナーは「君の過ぎ去った時に縛られては、君は硬直する」「私は私を仮設するものではない」と述べ、同一性原理における自我の二重構造を廃棄し、過去に限定されず、またけっして対象化されない「移ろいゆく私」「自己創造的人格」としての唯一者を提唱するにいたる。それは、暫定的な受け入れ枠組みとしての人格と、諸々の経験との間のフィードバック関係から、自己人格の基本的統一性を絶えず更新してゆくものである。

ところで、このような唯一者とは、シュティルナーによってEigenとしての所有にもとづけられたことから明らかなどおり、中世の主-奴をめぐる闘争過程にたつまったき主観的な自我段階に符合する。シュティルナーは積極的に中世社会のパラダイムに定位するので、1840年代の国家-社会、精神-物質の主-奴的分裂状況に直面しても、マルクスはじめ他のヘーゲル左派のようにその克服としてのGemeinwesenを志向せず、逆にかかる分裂を必然として受け入れる。このような主観的な唯一者の自我観の政治哲学的境位は、近代市民社会成立の前段階であるヘーゲル『精神現象学』における自己意識の段階に照応する。主権国家の確立期にあたってシュティルナーがこのように反動を装わなければならなかったのは、それによって精神分析的な意味で前言語的・前意識的段階における個体的自我の形成史を呈示しようという関心のゆえにであった。すなわち、シュティルナーの唯一者の自我とは、言語や社会的関係をまだ知らぬうちからの生身の自我の形成過程までに遡られるものである。シュティルナーは自我をこのような次元から捉えることによって、理性的人間文明の表舞台から排除された自我生成の言表されぬ葛藤のドラマに配慮をそそぎ、象徴界の体系の網より漏れおちた個体的自我の生の全体をつかもうとする。このように把握された自我の言表されぬ事実全体は、理性主義的な自我観へのアンチ・テーゼであるとともに、生身の自我をもっぱら偏向的に理性的自我として再生産することによって自己維持を図る意識界の既存の諸制度を批判、その硬直化・物象化をたえず阻止する基盤となりうるばかりでなく、そこから因果連関を超えて新たな価値が創出される可能性を託され、シュティルナーによって「創造する無」「自己創造的人格」と積極的に顕揚された。

以上のような唯一者の議論はもちろん、当時の政治・社会問題と無縁に語られたわけではない。唯一者を説くシュティルナーは、現実的個体の唯一性を圧殺するという理由で社会主義的な思想をしりぞけるが、だからといって無条件的に現下の市民社会の有様を支持するわけではない。唯一性の発揮としてのプラトンの労働観への憧憬を重要視するシュティルナーは、代替可能なるがために個人労働が普遍化され、抽象的なものとして等質化させられる市民社会の分業化の進展に警告を發し、市民社会を容赦なく侵食してゆく市場化から、生ける個人のかげがえのなさを救出しようとする。また、この唯一者としてかけがえのなさど人格の自己所有(Eigen)は、一般にロック型所有論の伝統をうけつぐリバタリアニズムにおいて所有権(property, Eigentum)の名のもとに混同され尊重されている私的所有権を自己より区別し、それにたいする批判・攻撃をなす視点ともなりえた。

また唯一者は、自己所有者として自己人格の統一性を自発的に更新してゆくことができるために、信条や良心の自由をもち、しかもみずからの意見表明や意見交換を妨げられずにおこないうるのでなければならない。1940年代のプロイセン政府による強圧的な国家公民としての国民教化に対抗し、シュティルナーは自己選択・自己決定における個人の主体的自由を確かならしむるものとして、言論・出版・教授の完全自由を要求した。

以上のような唯一者の諸特徴に照応する政体としてシュティルナーは、三月革命前後の世論の大勢に敢えて抗して、連邦主義 (Föderalismus) を主張した。国民個人個人が現実的個体であることを尊重し、いかなる概念的把握によっても汲み尽くされないその事実的生の奥深さを可能なかぎり配慮するならば、それらの自発性にのみ出来る多種多様な諸結社から、恒常的な権力の府をもたない動態的な社会状態が維持されることこそが、最良であると考えられたのである。以上が本論文の結論である。

学位論文審査の要旨

主査 教授 今井 弘道
副査 教授 長谷川 晃
副査 助教授 川崎 修

近代合理主義に内在する理性的自律が反自然的性格をもち、人類の自己否定につながりかねないとの危慮から近代總体を反省的に回顧する必要性を脱く議論がしばしばなされている。このような問題の根源の一つとして、カントの理性的自律の思想をより具体化させ発展させたものとしての、ヘーゲルのいわゆる「同一性原理」がある。

住吉は本論文において、マックス・シュティルナー——「個人の自由の絶対化」にまつわる問題を考察し抜いただけでなく、ヘーゲルの同一性原理と取り組み、それとの格闘を通して、それを近代的合理主義批判にまで展開させていった、ヘーゲル左派の一員と目されるマックス・シュティルナー——を取りあげて、近代合理主義の問題性を最も根源的な次元において検討しようとする。

ヘーゲルの同一性原理は、人間理性を単なる現象認識の枠組にとどめるのではなく、それを実体的な真理そのものとして存在論的に根拠づけようとするものであった。この原理には、一方ではカント的な理性主導的な側面と、他方ではそれが回避してきた自然（客観）との合一をめざそうとするロマン主義的側面とをともに認めることができる。この両義性を前に、ヘーゲル左派の多くはヘーゲル哲学を何らかの意味で世俗化させながら、前者の側面を強調・伸張させ、無神論的な人間理性万能主義に到った。

しかし、シュティルナーは、同一性原理には自然抑圧的な合理主義的な性格が内包されており、ここに個別的多義性・多様性の無化に向かう危険が潜在していることを看取り、その解体を試みることによって近代合理主義へのラディカルな批判の嚆矢を放った。このことは、個人がおのれの個別的・具体的意志とは区別される普遍的な規準を生きることを要求するカントからヘーゲルへ到る自律思想を基本的に問題化することを意味する。このような問題は、カント以降の「ドイツ法思想の基層」を構成するものといえることができるが、ともあれこのような問題性への着目に本論文の基本的モチーフが存在する。

理性——内なる神——への服従という普遍主義倫理学の基本的モチーフを前提とした時、それは生身の個人の具体的なその時々自我と「木質」との〈自我の二重化〉を招き、実質的には普遍的概念・法則の前に生身の個人を犠牲にすることを師結する。かくして住吉は、上述のような観点に立ちつつ、自我を一旦二分した上で、それを「主体の自己還帰的自己知」という構成を介して同一性を実現せしめるという発想に、シュティルナーが疑問を抱き、「同一性原理」の解体へ向かったという思想的局面に注目する。

住吉の要約に従えば、理性的自律とは神から人類に同一性原理が転移された所産に他ならないが、それは人間がもつばら歴史的過去に拘束された自己規準、簡単にいえば過去の自己による現在の自己の支配にすぎず、かかる自己完結的な自律によっては、個人は未来に踏み出すことができない。こうしてシュティルナーは、「君の過ぎた時に縛られては、君は硬直する」、「私は私を仮設するものではない」と述べ、同一性原理における自我の二重性を廃棄し、過去に限定されず、また決して対象化されることのない「移ろいゆく私」あるいはむしろ「自己創造的人格」としての唯一者を提唱するに到るわけである。そこに、暫定的な受け入れ枠組としての人格と、諸々の経験との間のフィード・バック関係から、自己人格の基本的統一性を絶えず更新してゆくという自我観・人格観が成立する。

このような観点から、ヘーゲル、ヘーゲル左派の個々の論者やマルクス等の論者に対して、住吉は批判的な検討を加えていく。この点の紹介は割愛せざるをえないが、そのような議論が、当時の政治・社会問題との関連の中で展開されていることはいうまでもない。唯一者を脱くシュティルナーは、現実的個体の唯一性を圧殺するという理由で社会主義的な思想を斥けるが、無条件的に現下の市民社会を支持するわけでもない。唯一性の発揮と

しての労働の可能性を重視するシュティルナーは、個人労働を抽象化・普遍化させ、代替可能化を促進している市民社会の分業化に警告を発する。このようなシュティルナーの思想は、ロックを継承する「所有的個人主義」とは全く異質のものである。むしろシュティルナーは、市民社会を容赦なく侵食していく市場化から、生ける個人のかげがえのなさを救出しようとする。またこの唯一者としてのかけがえのなさとして人格の自己所有 (Eigen) が、一般にロック型所有権の伝統をうけつぐ思想——その現代的形態はリバタリアニズム——において所有権 (property, Eigentum) の名の下に混同され尊重されているとしてそれを批判し、私的所有権を自己より区別し、それに対する批判・攻撃をなした。

また唯一者は、自己所有者として自己人格の統一性を自発的に更新していくことができるがゆえに、信条や良心の自由をもち、しかも自らの意見表明や意見交換を妨げられずになしうるのでなければならない。1840年代のプロイセン政府による強圧的な国家公民としての国民強化に対抗し、シュティルナーは自己選択・自己決定における個人の主体的自由を確かにするものとして、言論・出版・教授の完全自由を要求した。

以上のような唯一者の諸特徴に照応する政体として、シュティルナーは、三月革命前後の世論の大勢に敗れて抗して、連邦主義を主張した。国民個人個人が現実的個体であることを尊重し、いかなる概念的把握によっても汲み尽されないその事実的生の奥深さを可能な限り尊重するためには、個人個人の自発性にのみ出来る多種多様な結社から、恒常的な権力の府をもたない動態的な社会状態が維持されることこそ、最良であると考えられたからである。

住吉は修士課程在学中から思想史の内在的理解に徹するという研究スタイルを取り続けている。そしてその成果は本論文に遺憾なく発揮されている。少なくともマックス・シュティルナーの思想そのものの理解としては、従来までの我が国における最も包括的なものであると評価してよいであろう。しかもこの難解なシュティルナーを理解するにあたって、ドイツ観念論哲学——とりわけヘーゲル哲学——ヘーゲル左派の諸論者、マルクス等々、それぞれ理解に困難な思想家の議論を丁寧にフォローし、その全体の枠組の中で、およそ上述したシュティルナー像を構成しえたということは、住吉が思想史研究者としての基礎的素養を十二分に身につけていることを示すものと評することができる。

しかし、本論文は同時に、シュティルナーとそれをめぐる思想的諸問題を理解することを通して、同時に、近代から現代に至る哲学的・思想的問題に対して住吉が基本的な理解能力をもち、今後、本研究を跳躍台として、更にスケールの大きな研究をなしうるだけの力量を備えていることをも十分に窺わせるだけのものがある。

面接試験における質疑応答においても、質問の意味を適確に捉えて、即座にそれに脱得力を備えた応答を行い、論議能力においても優れた力量をもつことを示した。以上から、審査委員は全員一致して、本論文は学位論文としてかなり高水準を示すものであり、合格とするに全く問題はないという点で意見の一致を見た。